**令和７年度　目黒区立油面小学校 「学校いじめ防止基本方針」**

いじめ防止対策推進法第１３条及び東京都並びに目黒区のいじめ防止対策基本方針をもとに、 本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本方針を以下の通り定める。

１ いじめ防止に向けた本校の考え

（１）いじめの定義（いじめ防止対策推進法…平成２５年法律第７１号 第１章総則 定義 第２条）

「いじめの定義」（いじめ防止対策推進法第２条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等 と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を 感じているものをいう。

(2)いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、温かい人と人とのかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識するとともに、他者の長所等を発見することを通して、互いに認め合いながら、自己実現を目指して成長する。いじめは、その健やかな成長を阻害し将来に向けた希望を失わせる危険性をはらむ、最も身近な人権侵害であるとの認識に立つ。

本校では、いじめはどこでも、また誰にでも起こる可能性のあるものとしてとらえる。その上で、いじめの起きにくい温かな学校風土を醸成するとともに、子ども自身にいじめを許さない規範意識と人権意識を育てていく。また、いじめを早期に発見し迅速にかつ毅然と対処し、その解決・解消に向けて保護者や地域と協働しながら取り組んでいくことが、子ども自身の力を高める機会となるととらえていく。

（３）学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第８条）

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

２ いじめ対策のための組織の設置・活動内容

（１）学校いじめ対策委員会

　〇校内組織

校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、各学年主任、教諭、養護教諭、特別支援コーディネーター、SC（スクールカウンセラー）から構成される。

〇学校サポートチーム

いじめの問題が校内組織だけでは解決が難しい場合は、「学校サポートチーム」を組織し、学校いじめ対策委員会を支援する。警察職員、児童相談所児童福祉司、子ども家庭支援センター職員、 民生・児童委員、学校医、スクールソーシャルワーカー等から構成される。

生‐11

（２）運営・役割

・毎週木曜日に行う生活指導夕会で、いじめの未然防止、子どもの状況の報告、共通理解を図る場とする。

・いじめの疑いがあった段階で直ちに本委員会を開催し、組織的に対応する。また議録の作成・保管を行う。

・学校基本方針の見直し・改定、基本方針に基づく取組の実施及び具体的な年間計画を作成する。

・具体的で実効性のある校内研修の企画・実施する。

・いじめの問題が発生した際の事実関係の調査、指導体制・方針決定、再発防止に向けた取組等の組織的な対応を行う。

３　いじめの未然防止、早期発見・事案対処の具体的な方法

（１） 未然防止～いじめが起きにくい、いじめを許さない学校づくり。

ア 「目黒区立学校人権感覚チェックシート」や「人権教育プログラム（学校教育編）」を活用したセルフチェックや校内研修の実施を通した教員の資質向上

イ 人権教育や道徳教育の充実を図るとともに、思いやりの心、生命・人権を大切にする態度の育成

ウ 授業改善プランの作成・実施を通した丁寧で分かりやすい授業の実践

エ 児童同士が、いじめを許さない学校づくりに向けて主体的に活動できる児童会活動の実践

オ 児童が主体的に取り組むことができる特別活動や学校行事を通した児童の自己有用感の育成

カ たてわり班等の異学年交流を充実させることによる役割意識と思いやりの心の醸成

キ インターネットを介したいじめの未然防止のため、児童への情報モラル教育の実施と保護者への啓発

ク 「いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議」の実施及び事前・事後の取組の充実

ケ 各中学校区（大鳥中、目黒中央中）のあいさつ運動の実施・充実

（２） いじめの早期発見

ア 定期的なアンケート調査の実施及び総合質問紙調査「i check」の活用

年２回以上の記名によるアンケート調査及び年１回以上の無記名による調査を行う。

年２回、総合質問紙調査「i check」による調査を行う。

イ 定期的な個人面談の実施

児童と学級担任やSC等との個人面談を行い、本人や友人関係、学級の様子などを把握する。

ウ 学校全体で全校児童を見守る

複数の教員で学級を支援し、いじめの未然防止及び早期発見につなげる。

エ 学校だよりや保護者会の活用

学校だよりや保護者会を活用し、いじめに対する学校の姿勢を伝える。

オ 児童・保護者への支援・助言

 児童や保護者に、いじめの相談の窓口として学級担任以外にも、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、SC、学校管理職等がいることを知らせる。

カ 児童館、学童保育クラブ及びランドセルひろばとの連携

児童の活動の中でいじめが疑われる場合は、児童館、学童保育クラブ及びランドセルひろばに対し、放課後における児童の様子について情報の提供を依頼する。

（３） いじめに対する措置

いじめを認知、または、いじめの通報を受けた場合は、組織的な対応を速やかに行う。

ア いじめを受けた児童及び保護者に寄り添いながら、いじめ解消までの方針・方策・経過を丁寧に説明し、

生‐12

継続的なケアを行う。被害児童及び保護者に配慮した上で、関係機関と連携して対応する。

イ　いじめに関係した児童及び保護者に指導方針を伝えるとともに、いじめ解消やいじめを受けた児童との関係修復への道筋を示し、支える。

ウ　いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるとき、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあると認められる場合は、所轄の警察署と相談・連携して、対処する。

エ　いじめ実態調査等を通じて把握した情報に基づき、緊急に会議を開催し、いじめ解決のための適切な対応方針を決定する。

オ　教職員の役割分担を明確にし、学校全体で迅速に組織的な対応を行う。

カ 把握した情報に基づき、「いじめに関する児童・生徒の記録（個票）」を作成、学校全体で共有する。

教育委員会への提出をもって教育委員会とも情報共有を図る。

いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導・支援の体制、対応方針の決定と保護者との連携などの対応を組織的に決定し、実施する。

（４）いじめの解消

いじめの解消は、児童や保護者からの申告だけでなく、教師による組織的な行動観察や情報収集に基づき、総合的に判断する。基本的には、次の2つを満たしたとき、「いじめが解消した」とする。

・いじめの行為が少なくとも３か月（目安）止んでいること

・いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

４ いじめ防止等に関わる取組の年間計画

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 月 | 取組内容 | 年間を通じて取組内容 |
| ４・５ | ・いじめ防止基本方針（いじめの定義含む）の共通理解・重点指導、継続指導の引き継ぎ、確認・運営委員会、職員会議等で基本方針確認・学年・学級保護者会等を通しての保護者との連携・児童との個人面談（必要に応じて随時）・地域・関係機関との連携 ・総合質問紙調査「i check」調査実施 | ・いじめのない環境づくり・道徳、各教科等の授業で、安心安全な学校生活の推進・自尊感情や自己肯定感をはぐくむ、受容的、共感的な対話による指導の推進「目黒区体罰根絶マニュアル」・学校だより、学年だより・道徳授業地区公開講座・小中連携の取組における情報と方針の共有・児童一人一人の状況に応じた指導と支援・児童との教育相談の継続的な実施、方針の共有・生活指導夕会（毎週木曜日）・生活指導部会（月１回）・SCによる教育相談 |
| ６・７ | ・ＳＣとの面接（５年） ・生活指導全体会　　・長期休業前指導・ふれあい月間「STOP！いじめ私の行動宣言」作成・学校生活アンケートの実施　　・いじめ記名式アンケートの実施 |
| 　　　９・10 | ・特別支援教育、児童理解等に関する研修の実施・個人面談・教育相談の実施 　・校内いじめ防止研修・長期休業明けの適応指導と教育相談で人間関係の変化等を把握　・いじめ無記名式アンケートの実施 |
| 11・12 | ・いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議への参加・ふれあい月間 　　　・総合質問紙調査「i check」調査実施・長期休業前指導　・ネットいじめへの指導 |
| １・２・3 | ・いじめ記名式アンケートの実施　　・長期休業前指導・児童の情報の整理と引き継ぎ・「学校いじめ防止基本方針」の検証・修正 |

生‐13

５ 重大事態への対処

（１）重大事態の意味（法第２８条）

いじめによる重大事態とは、いじめを受けた児童の状況に着目して次の通り判断する。

次のような場合は、重大事態が発生したものとみなし、報告・調査する。また、直ちに教育委員会に報告する。

ア　法第２８条第１項第１号の「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき」 　　 ・児童が自殺を企図した場合

・身体に重大な傷害を負った場合

・金品等に重大な被害を被った場合

・精神性の疾患を発症した場合

・その他重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき

イ　法第２８条第１項２号「相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認められたとき」（年間３０日を目安とするが、状況や状態等個々のケースを十分検討する。

ウ　児童や保護者から、いじめられて上記のような重大事態に至ったという申し立てがあったとき

 （２）重大事態の報告

学校は重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに目黒区教育委員会、東京都教育委員会を通して、文部科学省に報告する。

（３）重大事態の調査の実施

重大事態の調査は、法第２８条第１項において、「質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする」とされている。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどの頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能なような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、次の、ア及びイの点に配慮しながら客観的な事実関係を正確に調査する必要がある。質問票等の使用に当たっては、調査に先立ち、その旨を調査対象の児童・生徒や保護者に説明する等使用に当たっては、調査に先立ち、その旨を調査対象の児童・生徒や保護者に説明する等の措置を行う。

ア いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。

その際、個別の事案が明らかになったり、被害児童の学校復帰が阻害されたりすることのないよう配慮し、いじめを受けた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先とした調査実施が必要である。

この調査による事実関係の確認とともに、いじめを行った児童への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた 児童の状況に合わせて継続的な対応を行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をすることが必要である。

生‐14

イ いじめを受けた児童・生徒からの聴き取りが不可能な場合

当該児童の入院や死亡など、いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合は当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

なお、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、あくまでも学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものである。

（４）重大事態の調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供

いじめを受けた児童・生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して適時、適切な方法で提供する 。ただし、これらの情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

イ 重大事態の調査結果の報告重大事態の調査結果の報告

調査によって明らかになった事実関係について、教育委員会に報告する。その際、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えることができる。

６ いじめ防止対策の点検・見直し

本いじめ防止基本方針は、年度末、または必要に応じて、いじめ防止対策基本方針に基づく年間の取組を点検・検証し、次年度または即時に本方針の見直しおよび修正を行う。

令和７年３月改定

生‐15